第 23 期広島海区漁業調整委員会の委員候補者募集要項

広島県における海区漁業調整委員会の委員の任期満了に伴い、漁業法(昭和 24 年法律 第 267 号)に基づき、広島海区漁業調整委員会の委員(以下「委員」といいます。)を募集しま す。

1 募集人数

(1)委員定数

15 人

(2)募集区分

- ア 漁業者委員 9人
- イ 学識経験委員及び中立委員 6人
 - (注) 学識経験委員及び中立委員は同一区分で募集しますが、資源管理及び漁業経営のいずれかの学識を有する者(学識経験委員)を1人以上、並びに海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関し利害関係を有しない者(中立委員)を1人以上含めなければならないことが漁業法第138条第7項で定められています。

2 任期

令和7年4月1日から令和 11 年3月 31 日までの4年間

3 身分

広島県の特別職の非常勤職員

4 職務の内容

- ・漁業権免許前の漁場計画の作成及び漁業権の免許、漁業許可に関する制限の附与 等の行政処分予定の案件について、事前に知事から諮問を受けて審議・答申を行う。
- ・ 漁業調整のために漁業者や遊漁者等に対し、水産動植物の採捕に関する制限等を課す内容の指示を発動する。
- ・ 海面を接する他県海区を合わせた海区に設置されている連合海区漁業調整委員会で の入漁協定締結に向けて、県内調整及び事前協議を行う。 など

5 報酬等

「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」に基づいて支給します。

6 募集の方法

- (1)漁業者、漁業者が組織する団体その他の関係者からの推薦(個人推薦、団体等推薦)
- (2)一般募集(自らが応募)

7 推薦を受ける者及び応募する者の資格

次表に示す資格要件を満たし、かつ海区漁業調整委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者の中から委員を選任します。ただし、下記【欠格事項】の (1)から(5)のいずれかに該当する場合は、委員になることはできません。

委員区分	資格要件	備考
漁業者委員	県内の沿海市町に住所又は事	・左記の要件を満たしていたが、海区
	業所を有し、1年に90日以上、	漁業調整委員、漁業協同組合・漁業協
	漁船を使用する漁業を営む漁	同組合連合会の役員に就任し、この業
	業者、又は漁業者のために漁	務のために1年に 90 日以上漁業の経
	船を使用する漁業に従事する	営・従事ができなくなったという者は、
	者	資格があるものとみなします。
学識経験委員	資源管理、漁業経営、漁業調	・同一区分で募集しますが、提出書類
	整、法律及び行政等に関する	(誓約書)等の審査により学識経験委
	学識を有する者	員と中立委員に分けて任命します。
中立委員	委員会の所掌する事項に関し	・漁業者委員の資格要件を満たす者は
	て利害関係を有しない者	学識経験・中立委員にはなれません。

【欠格事項】

- (1)年齢満18年未満の者
- (2)破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3)禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (5)広島県職員である者

8 推薦をする者の資格

(1)個人が推薦する場合は、3名以上が連名し、そのうち1人が代表者として推薦する必要があります。

(2)委員選任の同意を行う広島県議会又はその議員が推薦することはできません。

9 推薦又は応募の手続き

次の必要書類を郵送又は持参により、広島県農林水産局水産課へ1部提出してください。 なお、推薦届及び申込書等の様式は、広島県ホームページからダウンロードできるほか、 広島県農林水産局水産課へ御請求くだされば郵送します。

(1)推薦をする場合

募集区分	推薦者	必要書類		
漁業者委員	個人	□様式第1号(その1) □様式第3号(その1)		
		□様式第4号(その1) □候補者が委員資格を有する証明		
		□候補者の住民票※		
	法人	□様式第1号(その2) □様式第3号(その1)		
	団体	□様式第4号(その1) □候補者が委員資格を有する証明		
		□候補者の住民票※ □推薦者の定款又は規約等		
学識・中立	個人	□様式第1号(その3) □様式第3号(その2)		
委員		□様式第4号(その1) □候補者の住民票※		
	法人	□様式第1号(その4) □様式第3号(その2)		
	団体	□様式第4号(その1) □候補者の住民票※		
		□推薦者の定款又は規約等		

※ 住民票は個人番号(マイナンバー)が記載されていない3か月以内に発行されたもの

(2)応募する場合

募集区分	必要書類		
漁業者委員	□様式第2号(その1)	□様式第3号(その1)	□様式第4号(その2)
	□応募者が委員資格を有する証明		□応募者の住民票※
学識•中立	□様式第2号(その2)	□様式第3号(その2)	□様式第4号(その2)
委員	□応募者の住民票※		

※ 住民票は個人番号(マイナンバー)が記載されていない3か月以内に発行されたもの

(3)提出先

広島県農林水産局水産課

住所 〒730-8511 広島市中区基町 10-52(県庁舎本館4F)

電話 082-513-3616 (ダイヤルイン)

FAX 082-227-1579

10 受付期間

令和6年8月19日(月)から令和6年9月19日(木)まで

- (注1)持参の場合は、県庁開庁日の8時30分から17時15分までに御来庁ください。
- (注2)郵送の場合は、9月19日(木)までの消印があるものを有効とします。
- (注3)申込状況によっては、受付期間を延長する場合があります。

11 推薦又は応募に関する情報の公表

受付期間の中間及び終了後に、次の方法によって、推薦又は応募に係る書類に記載された内容(住所及び電話番号を除く。)を公表しますので、予め御了承ください。

(1)広島県ホームページ掲載による公表の内容

- ア 推薦を受けた候補者の数
- イ 応募した候補者の数
- ウ 上記候補者の委員区分(漁業者委員、学識経験委員又は中立委員)ごとの数
- (2)広島県農林水産局水産課、西部農林水産事務所水産課、西部農林水産事務所呉農林 事業所水産課、東部農林水産事務所水産課における縦覧による公表の内容
 - ア 上記(1)の内容
 - イ 候補者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び漁業経営の状況
 - ウ 候補者が漁業者又は漁業従事者であるか否かの別
 - エ 推薦をする者が個人である場合にあっては氏名、職業、年齢及び性別
 - オ 推薦をする者が法人又は団体である場合にあっては名称、目的、代表者又は管理 人の氏名、構成員の数及び構成員たる資格等
 - カ 推薦又は応募の理由

【縦覧場所の所在地等】

縦覧場所	住所	電話番号
広島県農林水産局水産課	広島市中区基町 10-52	082-513-3616
	(県庁舎本館4F)	(ダイヤルイン)
西部農林水産事務所水産課	広島市中区基町 10-52	082-513-5421
	(県庁舎農林庁舎2F)	(ダイヤルイン)
西部農林水産事務所呉農林事業	呉市西中央一丁目 3-25	0823-22-5400(代)
所水産課	(呉庁舎第一庁舎6F)	(内線 2541~2546)
東部農林水産事務所水産課	福山市三吉町一丁目 1-1	084-921-1311(代)
	(福山庁舎第一庁舎4F)	(内線 2541~2543)

12 選出方法

提出された書類による審査の結果、候補者の数が募集区分ごとの定数を上回った場合は、広島海区漁業調整委員会委員候補者評価要綱に基づいて評価するとともに、広島海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会を設置し、この委員会の意見を参考に最終候補者15人を選出します。

なお、書類審査の結果、候補者の数が定数と同数となった場合は、そのまま最終候補者となります。

最終候補者については、県議会の同意を得て正式に委員として任命します。

13 選考結果の通知

最終候補者 15 人を決定したときは、推薦者、推薦を受けた者及び応募者へ文書で通知 します。

14 注意事項

- (1)提出された書類は返却しませんので御了承ください。
- (2)必要に応じて追加資料の提出や聞取り、面接を求める場合があります。
- (3)推薦又は応募に係る経費は、推薦者、推薦を受ける者及び応募者の負担になります。

15 問い合せ先

広島県農林水産局水産課漁業調整グループ

住所 〒730-8511 広島市中区基町 10-52(県庁舎本館4F)

電話 082-513-3616 (ダイヤルイン)

FAX 082-227-1579